

社会福祉法人千葉ベタニヤホーム 理事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉ベタニヤホームの理事の報酬について定めるものである。

(理事会等の出席に関する報酬)

第2条 理事が理事会、評議員会に出席したときは、1日あたり10,000円の報酬を支払う。尚、同日にあわせて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合であっても、第3条の報酬は支払わない。

(運營業務に対する報酬)

第3条 理事が、第2条に基づき報酬が支払われる日以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、1日あたり10,000円の報酬を支払う。

(出張旅費等)

第4条 理事が、法人業務のため出張した場合は、別に定める出張旅費規程により旅費等を支給することができる。

2 理事が業務遂行に必要な経費を支出した場合は、実費を原則として支給することができる。

3 前2項の支給は原則として、出張または業務遂行の終了後に行う。ただし、必要により事前に概算額を支払い、出張または業務遂行の終了後に清算することができる。

(兼務理事)

第5条 施設の職員を兼務する理事には、本規定による報酬は支給しない。ただし、理事会等の出席に関する給与、運營業務に関する給与または出張旅費等が施設から支給されなかった場合は、その支給されなかった理事会、運營業務、出張旅費等についてはこの限りでない。

附則

この規定は、平成29年6月26日より適用する。

この第2条、3条、第4条の改正は、平成30年6月27日に改正。平成30年6月1日に遡り施行する。